

千葉市 公園施設長寿命化計画 4
(千葉公園)

平成31年3月

千葉市 都市局 公園緑地部 中央・稲毛公園緑地事務所

(令和3年度からは、中央・美浜公園緑地事務所)

1. 計画期間

〔令和元年度～令和10年度（10箇年）〕

2. 計画対象公園

①対象公園

千葉公園（総合公園）

②選定理由

計画対象都市公園は、千葉市が管理する「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」のうち、千葉公園とする。

3. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路 広場	修景 施設	休養 施設	遊戯 施設	運動 施設	教養 施設	便益 施設	管理 施設	災害応急 対策施設	その他	合計
35	8	95	9	15	18	16	386	-	17	599

②これまでの維持管理状況

日常点検は、公園緑地事務所により随時実施している。建築物および付帯設備に関しては、専門技術者による定期点検を実施している。点検をとおして、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握している。

公園施設の異常が発見された場合は、補修、部品交換もしくは使用の中止等の措置を実施し、事故を予防している。

4. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、2018 年度に実施した。

(単位：基)

	健全度				合計
	A	B	C	D	
一般施設	0	2	0	0	2
遊具	2	0	0	1	3
運動施設	0	3	1	0	4
建築物	0	7	0	0	7
各種設備	0	4	0	0	4
合計	2	16	1	1	20
構成比	10.0%	80.0%	5.0%	5.0%	100.0%

5. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、公園緑地事務所、指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。なお、標準的な使用見込期間（鋼製遊具で 15 年、木製遊具で 10 年）を経過した施設については、特に注意して点検を行う。

日常点検、定期点検では消耗部材の摩耗に注意するとともに、鋼製部材については施設を安全な状態に保つため、定期的に塗装や部品交換を実施する。

また、建築物等法定点検が必要な施設は定められた頻度で実施し、それ以外の施設についても専門家による健全度調査を 5 年に 1 回実施する。

6. 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型管理施設

a. 遊具

公園の魅力や機能が損なわれないように、人気のあるぶらんこやすべり台等の遊具は同じ種類の遊具へ更新し、それ以外の遊具については、安全領域の確保と多目的に利用できる広場の確保並びに維持管理費の削減の観点から、適宜撤去・更新を検討し、効率化を図る。

b. 防球フェンス、バックネット

更新時には、すべて既存施設と同規模施設へ更新する。

c. 建築物等

公園便所については、更新時に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等のバリアフリー基準に適合した構造に改築をすすめる。

2. 事後保全型管理施設

健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

7. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における 10 年間でのライフサイクルコスト縮減額は 1,480 千円（単年度当たり 148 千円）である。